

## 別紙1 参考様式

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
豊後大野市	朝地町(広域) 【大字】下野、宮生、栗林、市万田、志賀、上尾塚、池田、朝地、鳥田、坪泉、板井迫、綿田、梨小 【集落名】近地、朝倉、朝地、坪泉、板井迫1,2、田村、池在、瀬口、館、揚、町、和田、平井、樋口、堀家、下尾塚、小野、上志賀、下志賀、宮生東、宮生西、宮生浦、中熊、臼木、栗栖、田夫時、梨原、志屋、温見、小川野、鳥屋	令和4年3月18日	令和5年2月16日

※ 当初作成年月日:平成30年10月

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	892.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	447.2ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	669.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	45.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	615.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.1ha

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

朝地町プランは集落32で構成されている。内訳は【大字】下野、宮生、栗林、市万田、志賀、上尾塚、池田、朝地、鳥田、坪泉、板井迫、綿田、梨小、【集落名】近地、朝倉、朝地、坪泉、板井迫1,2、田村、池在、瀬口、館、揚、町、和田、平井、樋口、堀家、下尾塚、小野、上志賀、下志賀、宮生東、宮生西、宮生浦、中熊、臼木、栗栖、田夫時、梨原、志屋、温見、小川野、鳥屋である。 主な作物は、水稻、麦、大豆である。また畜産関係も多い。現状では、各地区共通で、農業の担い手の高齢化、後継者不足等の問題が生じている。65歳以上の耕作者のうち、約7割が後継者未定・不明である。 今後の農地の活用及び農地を守っていくため、新規就農者の受け入れを行う等、若い農業後継者が地域に育つことが課題となっている。
---

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

朝地町の農地利用は、中心経営体である認定農業者6経営体が担っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和3年度)		今後の農地の引受けの意向 (令和8年度)			備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
認農		水稻 夏秋ピーマン ごぼう	0.6 ha	水稻 夏秋ピーマン ごぼう	0.6 ha	朝地町(上尾塚)	
認農		水稻 アスパラガス 飼料作物 WCS	0.3 ha	水稻 アスパラガス 飼料作物 WCS	0.3 ha	朝地町(市万田)	
認農法		肉用牛 廃用牛	0.7 ha	肉用牛 廃用牛	0.7 ha	朝地町(朝地)	
認農法		二条大麦 水稻 大豆	3.3 ha	二条大麦 水稻 大豆	9.4 ha	朝地町(朝地、 市万田)	
認農		水稻 wcs 肉用牛	1.6 ha	水稻 wcs 肉用牛	1.6 ha	朝地町(梨小)	
		水稻 wcs 肉用牛	(1.6) ha	水稻 wcs 肉用牛	(1.6) ha	朝地町(梨小)	
認農		水稻 wcs 肉用牛	3.6 ha	水稻 wcs 肉用牛	3.6 ha	朝地町(梨小)	
		水稻 wcs 肉用牛	(3.6) ha	水稻 wcs 肉用牛	(3.6) ha	朝地町(梨小)	
計	5人		10.1 ha		16.2 ha		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

**農地の貸付け等の意向**

貸付け等の意向が確認された農地は、39筆、61,7841m<sup>2</sup>となっている。

**農地中間管理機構の活用方針**

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

**新規・特産化作物の導入方針**

収益性の高い園芸作物の生産に取り組む。

**鳥獣被害防止対策の取組方針**

鳥獣害対策として電気柵・ネットの設置に取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1		268		
2		1,709		
3		1,801		
4		437		
5		2,168		
6		3,233		
7		879		
8		740		
9		2,598		
10		744		
11		2,902		
12		3,233		
13		1,034		
14		2,287		
15		334		
16		575		
17		2,532		
18		1,011		
19		995		
20		1,417		
21		2,130		
22		2,254		
23		1,923		
24		2,707		
25		1,859		
26		1,864		
27		1,272		
28		1,943		
29		763		
30		1,874		
31		2,231		
32		757		
33		904		
34		894		
35		1,421		
36		1,059		
37		1,060		
38		1,701		
39		2,271		
	計	61,784	0	0

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。